

◆◆ 施設基準等の届出事項 ◆◆

当院は保険医療機関であり、診療報酬（医療費）算定にあたり、下記の内容の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

・急性期一般入院料 4	・救急医療管理加算
・急性期看護補助体制加算 (25対1、看護補助者5割以上) (夜間50対1) (夜間看護体制加算) (看護補助体制充実加算)	・診療録管理体制加算 3
・療養病棟入院料 1	・データ提出加算 2
・療養病棟療養環境加算 1	・入退院支援加算 1
・地域包括ケア病棟入院料 2 (看護補助体制充実加算)	・医師事務作業補助体制加算 2 (50対1)
	・後発医薬品使用体制加算 2
	・精神疾患診療体制加算
	・看護職員処遇改善評価料 2.8
	・医療DX推進体制整備加算
	・感染対策向上加算 2

【特掲診療料】

・薬剤管理指導料	・胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む) (医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
・検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ	・医療機器安全管理料 1
・麻酔管理料Ⅰ	・人工腎臓
・脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ	・導入期加算 1
・運動器リハビリテーション料Ⅰ	・透析液水質確保加算 2
・呼吸器リハビリテーション料Ⅰ	・慢性維持透析濾過加算
・CT撮影およびMRI撮影 (マルチスライス64列、1.5テスラ)	・椎間板内酵素注入療法
・救急搬送看護体制加算 (夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる)	・ペースメーカー移植術およびペースメーカー交換術
・在宅療養支援病院 (別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する)	・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	・在宅医学総合管理料または施設入居時等医学総合管理料
	・在宅がん医療総合診療料
	・入院ベースアップ評価料 2.8

【食事療養等】

・入院時食事療養(Ⅰ)
・入院時生活療養(Ⅰ)